

令和2年版

人権教育・啓発白書



法務省・文部科学省 編

令和2年版

人権教育・啓発白書

令和元年度人権教育及び人権啓発施策

法務省・文部科学省

表紙「世界人権宣言啓発書画・第18条」 提供：公益財団法人人権擁護協力会

世界人権宣言啓発書画は、日本の書道家^{こぎたいほう}小木大法氏とブラジルの画家オタビオ・ロス氏が、世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、生き生きと、はつらつと生きている人をたたえる人間賛歌として受け止め、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。

人権教育・啓発白書の刊行に当たって



法務大臣

森まさこ



文部科学大臣

秋生田光一

昨年から新しく令和の時代となり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、未来に向けて社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まっていたところですが、令和2年に入ってから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「コロナ差別」、「コロナいじめ」などと呼ばれる様々な人権問題が発生するとともに、DVや児童虐待の増加も懸念されるなど、人権教育及び人権啓発の観点からも、最も重要な課題の一つとなっています。

また、我が国社会の人権状況を見ますと、いじめや虐待等の子どもの人権問題に加え、インターネットを悪用した人権侵害、障害等を理由とする偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する人権侵害、部落差別（同和問題）、セクシュアルハラスメント等の多様な人権問題が存在しています。

このような状況にあって、私たちは、来年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を更に推進し、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現していきたいと考えています。この「心のバリアフリー」は、「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げる国連の持続可能な開発目標（SDGs）の理念とも合致するものです。

令和元年度には、この「心のバリアフリー」の更なる推進を図るとともに、未来に向けて社会全体で人権問題に取り組もうという機運を継承していくため、人権啓発キャッチコピーコンテストを実施し、最優秀作品に選ばれたキャッチコピー「『誰か』のことじゃない。」を、今後の人権啓発活動の重点目標とすることとしました。

政府は、平成14年3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月一部変更）に基づき、国民の一人一人が人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かされるような人権感覚を身につけることができるよう、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策に取り組んでまいりましたが、新たな目標の下に、今後も、国民の皆様の人権を守るため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進してまいります。

本白書は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく年次報告であり、政府が令和元年度に講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について取りまとめたものです。今回、特集として「ハンセン病に係る偏見・差別の解消に向けた取組」を取り上げるとともに、現代的課題として7つのトピックス「学校における人権教育の取組」、「人権擁護委員の活動」、「『ビジネスと人権』に関する我が国の取組」、「SDGs 達成に向けた法務省の人権擁護機関の取組」、「認知症に関する我が国の取組」、「旧優生保護法一時金に関する取組」及び「新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見・いじめ等への取組」を掲載しています。

本白書により、人権教育及び人権啓発に関する施策の状況について多くの方々に御理解いただき、様々な人権問題について、自分以外の「誰か」のことではなく、自分自身のこととして考えてもらえるよう、そして、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、人権について一層理解を深めるきっかけにいただければ幸いです。

令和2年6月

目次

はじめに

第1章	令和元年度に講じた人権教育・啓発に関する施策	1
第1節	人権一般の普遍的な視点からの取組	2
①	人権教育	2
(1)	学校教育	2
	トピックス 学校における人権教育の取組	3
(2)	社会教育	5
②	人権啓発	5
(1)	人権啓発の実施主体	6
	トピックス 人権擁護委員の活動	7
(2)	法務省の人権擁護機関が行う啓発活動	8
(3)	法務省が公益法人、地方公共団体へ委託して行う啓発活動	12
(4)	中小企業・小規模事業者の産業に関わりの深い業種等に対する啓発活動	14
(5)	国際的な取組に関する啓発活動	14
	トピックス 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組	14
	トピックス SDGs達成に向けた法務省の人権擁護機関の取組	16
第2節	人権課題に対する取組	18
①	女性	18
(1)	男女共同参画の視点に立った様々な社会制度の見直し、広報・啓発活動の推進	19
(2)	法令・条約等の周知	20
(3)	女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動	20
(4)	男女平等を推進する教育・学習、女性の生涯学習機会の充実	21
(5)	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のための取組	21
(6)	農山漁村の女性の地位向上のための啓発等	22
(7)	女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進	22
②	子ども	25
(1)	子どもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した啓発活動	25
(2)	学校教育及び社会教育における人権教育の推進	26
(3)	家庭教育に対する支援の充実	27
(4)	「人権を大切に作る心を育てる」保育の推進	27
(5)	いじめ・暴力行為等に対する取組の推進	27

(6)	体罰の問題に対する取組の推進	29
(7)	児童虐待防止のための取組	29
(8)	子どもの性被害に係る対策	32
(9)	条約の周知	33
(10)	子どもの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	33
③	高齢者	35
(1)	高齢者についての理解を深め、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指した啓発活動	35
(2)	高齢者福祉に関する普及・啓発	35
(3)	学校教育における高齢者・福祉に関する教育の推進	35
(4)	高齢者の学習機会の充実	36
(5)	ボランティア活動等、高齢者の社会参加の促進と世代間交流の機会の充実	36
(6)	高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動	36
(7)	高齢者の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	37
	トピックス 認知症に関する我が国の取組	37
④	障害のある人	38
(1)	共生社会を実現するための啓発・広報等	38
(2)	障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動	39
(3)	精神障害者に対する偏見・差別の是正のための啓発活動	41
(4)	特別支援教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進	41
(5)	発達障害者への支援	43
(6)	障害のある人の雇用の促進等	44
(7)	障害者虐待防止の取組	45
(8)	障害者権利条約の締結及び周知	46
(9)	障害のある人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	46
	トピックス 旧優生保護法一時金に関する取組	47
⑤	部落差別（同和問題）	49
(1)	部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発活動	49
(2)	学校教育・社会教育を通じた部落差別（同和問題）の解消に向けた取組	49
(3)	公正な採用選考システムの確立	50
(4)	農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動	50
(5)	隣保館における活動の推進	51
(6)	えせ同和行為の排除に向けた取組	51
(7)	部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	52
⑥	アイヌの人々	53
(1)	アイヌの人々に関する総合的な政策の推進	53
(2)	アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発	53

(3) アイヌ関係の文化財の保護等に関する取組	54
(4) アイヌの人々に対する偏見・差別の解消に向けた取組	54
(5) 学校教育におけるアイヌに関する学習の推進	54
(6) 各高等教育機関等におけるアイヌ語等に関する取組への配慮	54
(7) 生活館における活動の推進	55
(8) 農林漁業経営の近代化を通じた理解の増進	55
(9) アイヌの人々の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	55
7 外国人	56
(1) 外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動	56
(2) ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動	57
(3) 学校等における国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進	58
(4) 外国人材の受入れと共生のための取組	59
(5) 外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	60
8 HIV感染者等	62
(1) エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動	62
(2) 学校教育におけるエイズ教育等の推進	62
(3) HIV感染者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	62
9 刑を終えて出所した人	63
(1) 犯罪をした人や非行のある少年の改善更生への理解・協力を促進するための取組	63
(2) 刑を終えて出所した人に対する偏見・差別の解消を目指した啓発活動	64
10 犯罪被害者等	65
(1) 犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報	65
(2) 犯罪被害者等に対し支援を行う者等に対する教育訓練	66
(3) 犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	67
11 インターネットによる人権侵害	68
(1) 個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動	68
(2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	69
(3) インターネット等を介したいじめ等への対応	70
12 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	71
(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組	71
(2) 広報媒体の活用	72
(3) 地方公共団体・民間団体との協力	72
(4) 学校教育における取組	73
(5) 海外に向けた情報発信	73
(6) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めるための啓発活動	74
(7) 国連における取組	74

(8) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する適切な対応	75
◆13 その他の人権課題	76
(1) ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等	76
(2) 性的指向・性自認に関する人権	77
(3) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯への適切な対応	78
(4) 東日本大震災に伴う人権問題	80
第3節 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等	83
◆1 研修	83
(1) 検察職員	83
(2) 矯正施設職員	83
(3) 更生保護官署関係職員	83
(4) 出入国在留管理関係職員	84
(5) 教師・社会教育関係職員	84
(6) 医療関係者	84
(7) 福祉関係職員	84
(8) 海上保安官	85
(9) 労働行政関係職員	85
(10) 消防職員	85
(11) 警察職員	85
(12) 自衛官	85
(13) 公務員全般	86
◆2 国の他の機関との協力	87
第4節 総合的かつ効果的な推進体制等	88
◆1 実施主体の強化及び周知度の向上	88
(1) 実施主体の強化	88
(2) 周知度の向上	88
◆2 実施主体間の連携	89
(1) 人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会	89
(2) 人権啓発活動ネットワーク協議会	89
(3) 文部科学省と法務省の連携	90
(4) スポーツ組織との連携・協力	90
(5) 民間企業等と連携・協力した啓発活動	90
◆3 担当者の育成	90
(1) 人権啓発指導者養成研修会	90
(2) 人権擁護事務担当職員，人権擁護委員に対する研修	91
(3) 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修	91

◆4	人権教育啓発推進センターの充実	91
◆5	マスメディアの活用及びインターネット等 I T 関連技術の活用等	92
◆6	民間のアイデアの活用	92
◆7	国民の積極的参加意識の醸成	92
	(1) 全国中学生人権作文コンテスト	92
	(2) 「世界エイズデー」ポスターコンクールの実施	92
第2章 人権教育・啓発基本計画の推進		95
トピックス 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見・いじめ等への取組		97
特集 ハンセン病に係る偏見・差別の解消に向けた取組		101
	(1) ハンセン病患者・元患者とその家族に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための 人権教育・啓発活動	105
	(2) 国連における取組	117
	(3) ハンセン病患者・元患者とその家族の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	117
参考資料		資-1
	1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	資-2
	2 人権教育・啓発に関する基本計画	資-3
	3 令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）	資-26
	参考資料掲載アドレス一覧	資-37

はじめに

我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」（以下「憲法」という。）の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。それは、憲法のみならず、戦後、国際連合（以下「国連」という。）において作成され、現在、我が国が締結している人権諸条約等の国際準則にもものとして行われている。また、我が国では、長年にわたり、国、地方公共団体と人権擁護委員を始めとする民間のボランティアとが一体となって、地域に密着した地道な人権擁護活動を積み重ねてきた。その成果もあって、人権尊重の理念が広く国民に浸透し、基本的には人権を尊重する社会が築かれているといえることができる。

一方で、人権課題の生起がやむことはなく、近年の急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等による情報化や国際化に加えて、晩婚化や平均寿命の伸長その他の原因による少子化や高齢化等により、我が国社会が急激な変化にさらされる中、インターネット上の人権侵害、外国人の人権問題、子どもの人権問題、障害のある人や高齢者の人権問題、企業等における各種ハラスメント等が関心を集めることとなっている。

法務省の人権擁護機関では、「人権侵害事件調査処理規程」（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めているところ、令和元年に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した人権侵害事件数は1万5,420件である。これを類型別に見ると、学校におけるいじめ事案が2,944件（19.1%）と最も多く、次いで、暴行・虐待事案が2,298件（14.9%）、プライバシー関係事案が2,197件（14.2%）、労働権関係事案が1,836件（11.9%）、住居・生活の安全関係事案が1,828件（11.9%）、強制・強要事案が1,647件（10.7%）などとなっている（資-29頁参照）。

特に、子どもの人権に関しては、文部科学省が行った平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は7万2,940件と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、54万3,933件となり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、教育上の大きな課題となっている。さらに、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は平成30年度には15万9,838件と、これまでで最多の件数となっている。

このような状況を踏まえ、政府では、府省庁間の連携を図りながら、国民に対する人権教育・啓発活動を更に推進している。

学校教育においては、学校の教育活動全体を通じた人権教育の一層の充実等、人権尊重の意識を高める取組を行うとともに、社会教育においては、国や大学が実施する社会教育

主事等を対象とした講習や研修を通じて、多様な人権課題に対応することができる指導者の育成及び資質の向上を図っている。

また、国民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付くことにより、人権侵害のない社会が実現されるよう、法務省の人権擁護機関が、関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、様々な啓発活動等に取り組んでいる。

本書は、令和元年度において各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を「人権教育及び人権啓発施策」として取りまとめ、国会に報告するものである。